



Title	帰義軍時代敦煌オアシスの税草徵発と文書行政
Author(s)	赤木, 崇敏
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2007, 41, p. 27-53
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/6193">https://hdl.handle.net/11094/6193</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 帰義軍時代敦煌オアシスの税草徵發と文書行政

赤木崇敏

## はじめに

帰義軍節度使政権とは、八四八年から十一世紀前半にかけて、現在の中国甘粛省北西端にある敦煌地方を支配したオアシス国家を指す。一九〇〇年、敦煌莫高窟の藏經洞より発見された敦煌文獻は、その多くがこの帰義軍時代に屬しており、中央アジア・オアシス地域の政治・經濟・文化を研究する上で、編纂史料からは窺えない情報を我々に提示するなど、極めて高い価値を有するものである。

敦煌文獻は、イギリスのスタン A. Stein やフランスのペリオ P. Pelliot らヨーロッパ各国の探險隊により、早くからその多くが中國国外に持ち出されている。そのため、この文化遺産の海外流失を憂慮した清朝政府は、一九一〇年に莫高窟に残された敦煌文獻を北京に運び、京師圖書館（現在の中国國家圖書館）に一万点近い文獻を移管した。このコレクションは、陳垣『敦煌劫餘錄』〔台北、國立中央研究院歴史語言研究所、一九三二〕や王重民『敦煌遺書總目索引』〔北京、商務印書館、一九六一〕、中田篤郎（編）『北京圖書館藏敦煌遺書總目録』〔京都、朋友書店、一九八九〕などのカタログによつて、その概要が明らかにされてきた。ところが一九九〇年に、かつて敦煌から北

京に移送した際の木箱二つが未整理のまま書庫に保管されていたことが判明し、これまで全く知られていなかつた敦煌文献が多数「再発見」されることとなつたのである。

この新史料は長らく未公開であつたが、一九九七年に郝春文氏が国家図書館において全文書を調査し、そのうち社会経済史に關係する漢文文書二十四点について、二〇〇一年に京都大学で開催された日中共同ワークショップ「草創期の敦煌学」においてテキストと解説を公表した。その後、二〇〇一年に日本語による論考が「郝春文二〇〇二」、さらに二〇〇四年にその中国語版が発表された「郝春文二〇〇四」。

本稿で検討対象とするBD一一八一文書もこの「再発見」文書のひとつで、帰義軍時代の土地税の一種、草の徵發に関する漢文文書である。従来の土地税研究では、税目や税率、徵稅単位の解明に重点が置かれ、官布（田地二頃五〇畝もしくは三頃ごとに麻布一疋）・地子（一畝あたり麦四升、粟三・五升、麻〇・五升）・柴（一畝あたり〇・二もしくは〇・四束）・草（一畝あたり〇・六束）・雜役があつたことが判明している。<sup>(2)</sup>しかし、徵稅の手続きやそれを機能させている文書行政については、なお解決すべき点が多い。その点で本文書からは、帰義軍政權における税草の徵稅過程と關係する文書の流れを知ることが出来る。さらに本文書は、県から發出された文書として注目に値する。帰義軍の勢力基盤は、敦煌文献中に二州六鎮あるいは二州八鎮と総称されるように、沙州・瓜州の二州を中心として六八の軍鎮が設置され、また沙州には敦煌県・寿昌県・紫亭県が、瓜州には晋昌県・常樂県が置かれた「土肥一九八〇 一二四三一一四六頁、鄭炳林二〇〇三 四九一五三、五七一五八頁」。ところが、これまで県が發出した文書は一点も知られておらず、加えて本文書からは、県が税草の徵發に大きく関与していたことが窺えるため、帰義軍の末端行政を知る上でも重要な史料となり得る。

そこで本稿では、まず第一節で BD一一八一のテキストと和訳を提示する。第二節では、文書書式・発信者・受信者を分析し、本文書の性格・機能を明らかにする。最後に第三節では、本文書の内容を他の税制関係文書と突き合わせることで徵稅の具体的な過程や税制に関する末端行政を検討する。

### 1. テキスト・和訳

BD一一八一については、郝春文二〇〇二「口絵九、一四三一一四五頁」・郝春文二〇〇四「二九一三〇頁」に録文と解説、そして表面のカラー図版が掲載されているが、寸法・紙質など古文書学的情報や裏面については一切公表されていない。その図版を見る限りでは、本文書は一枚紙で、料紙の上端および左端は完存と思われるが、右端・下端は欠損している。印影らしきものは見えない。テキストは全十六行で、最後の行は別筆で判辞が書かれている。また料紙左下は墨で黒く塗り潰されているように見えるが、料紙の二次利用によるものかどうかは判断できない。次に、図版より読みなおした録文と和訳を掲げる。

- 1 「前 欠」
- 2 當縣准「  
草玖阡東赴東羅城草場送納。**取賣令**」  
(釋)
- 3 委的了絶結罪、文狀申上者。
- 4 右、奉 使帖指揮如前。當縣所准 帖指揮「  
(草)」

- 5 頭、稗草共費萬貳阡東赴本縣。供軍及東「(羅城草場送)
- 6 納。縣司尋已各帖家丁・村正・所由、日夜不「
- 7 赴逐處供輸。今點勘所納文抄、已有少「
- 8 嫁差人連夜排門催趁人戸、一併各赴「
- 9 句日内、必見大段納敷。如更煩催促、縣「(司)
- 10 科重罪。謹具狀申
- 11 聞。謹錄狀上。
- 12 謀、件状如前。謹 謀。
- 13 天福七年十一月一日、典張環・押司「  
將仕郎守主「  
將仕郎「
- 14 將仕郎「
- 15 將仕郎「
- 16 「換」「」
- 「……當縣は……に準じ、稗草九千束を東羅城草場へ赴き納めよ。(納稅者に) 命令・督勵して……(稅の納付を) 確実に終わらせて(未納者への) 罪を確定し、文書によつて報告せよ」とのことである。  
右(のことがらについて)、使の(發した)帖のご指示を承りましたところ、前記のとおりでござります。當縣の準ずるべき帖のご指示によれば……(草)頭は稗草合計一万二千束を本縣に赴き

納めさせよ。（県司は）軍と東羅城草場に供出し納めよ、とございました。県司はすぐさま家丁・村正・所由にそれぞれ帖を発して、日夜（滞ることなく……に赴かせて、至るところで（税草を）納入させました。今、県に納められた文抄を点検したところ、著しく（数量が不足しており？）急いで人を派遣して毎晩門を押し開いて入戸に催促し、全員……に赴かせましたので、十日間のうちに必ずだいたいの決められた数量を納めることでしょう。もしさらに催促を煩わせるようならば、県司は……重罪を科します。謹んで状を具して申し上げます。謹んで状を録して申し上げます。

申し上げますに、件状<sup>ことがら</sup>は前記のとおりでございます。謹んで申し上げます。

天福七年十一月 日 大張環・押司……

將仕郎守主（簿）……

將仕郎……

「換……」

## 2. 文書の性格・機能

BD一一八一は日付部分に天福七年とあることから、後晉の天福七（九四二）年、帰義軍節度使曹元深（在位九三九～九四四年）「柴新江一九九六 一二〇一 一三頁」の治世中に作成されたものと判る。本文書の性格・機能について鄭春文氏は、「これを「曹氏帰義軍時代に人民から草車を徵収した文書」とした上で、「軍鎮の守官」である「典の張環のほか將仕郎守主の某と別の將仕郎」から、県以下の各郷に發給されたものと解した。そして、張

環ら軍事長官が税草の徵發に直接關与し、いっぽうの県司は未納者ら人民を處罰する権限を有する、と述べている  
 「郝春文二〇〇二—一四四一四五頁、郝春文二〇〇四三〇頁】。ただし、この郝説には、本文書の書式や発信者・受信者間の關係について大きな誤解があり、また文中の「県司」とこれら発信者達との關係が十分には説明されていない。そこで、本文書から税草徵發の具体的な流れを読み取るために、本節ではまず書式・発信者・受信者について再検討し、本文書の性格・機能を明らかにする。

### (1) 文書書式

郝春文氏は、BD一一八一の表題を「天福七年十一月典張環牒」としているように、本文書の書式を「牒」とし、軍鎮から郷に下達されたものと見ている。牒は、唐代の規定では官人の用いる上申文書とされるが、實際の敦煌トウルファン文書では上申のみならず下達・平行にも用いられ、公私にわたって広く用いられた文書書式であった。<sup>(3)</sup>この牒の書式は、唐開元年間の公式令規定（P二八一九）<sup>(4)</sup>やあるいは宋の司馬光撰「書儀」卷一「叢書集成初編 四頁」<sup>(5)</sup>に次のように見えている。

#### ■ 唐公式令規定の牒

尚書都省 为某事。

某司云々、案主姓名、故牒。

年月日

#### ■ 「書儀」所収の宋代牒

某司牒 某司

某事（云々）

牒（云々）（若前列數事則云牒牒件狀如前云々）謹牒。

左右司郎中一人具官封名、令史姓名。

主事姓名。年月日 謄

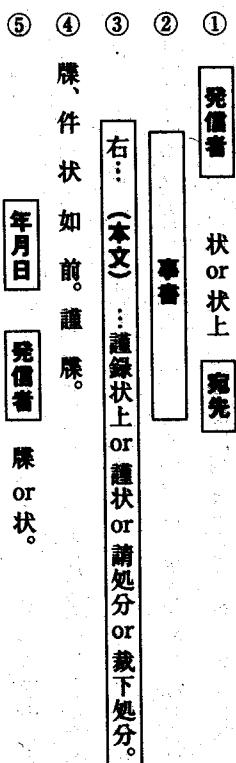
列位（三司官判之官一人押枢密院副都承旨押）

書令史姓名。

「後略」

これらの牒の特徴として、本文が宛先もしくは「牒」で始まり、「故牒」「謹牒」という結句で終わっている。そして、日付の後に改行して発信者名を明記している。この二つの牒と比較すると、BD一一一八には「牒、件状如前。謹牒」（十二行目）と「牒」「謹牒」を含む文言があるため、宋代の牒に部分的に似ているように見える。しかし、本文の書き出しが「右」で始まり（四行目）、本文末尾が「謹錄状上」で締め括られていること（十一行目）、そして発信者名を日付の後に改行せずに続ける点が異なっている。このような特徴は、同じく唐宋代の官文書「状」の書式と合致する。状については既に赤木一〇〇三で検討したが、改めてその書式図（前稿の改訂版）を左に掲げる。<sup>(6)</sup>

### ■状の書式



\*①の「状 or 状上」と宛先、そして②事書はしばしば省略される。また④は③本文よりも字間をやや広くとる。

この書式図と比較すると、本文書の一～三行目が②事書、四～十一行目が③本文、十二行目が④定型句「牒、件状如前。謹牒」、十三～十五行目が⑤日付・発信者にあたることがわかる。最後の十六行目は墨が薄くほとんど判読できないが、前行までとは筆が異なっているため、本文書の受信者がこの報告に対し書き付けた判辞と思われる。

以上から、本文書の書式は状であることが確認できた。状は上申文書としての機能を有しており、敦煌では官民を問わず利用可能な文書であった。いっぽうの牒は、帰義軍時代においては官員を任命する補任文書や、僧尼の一度許可証である度牒に用いられ、その機能は限定されていたと見られる。<sup>(7)</sup>

## (2) 発信者

前述の和訳に見えるように、本文書では某県の県司が税草の徵發に関与し、また未納者への処罰について報告していることから、本文書が某県の県司から発出されたものと推測される。前項の状の書式によれば、十三～十五行目の「典張環」「押司…」「将仕郎守主（簿）…」「将仕郎…」の四人が発信者と判る。このうち二人目の押司とは、五代～宋の県下に置かれた人吏で、租稅を徵収し獄訟を掌つた【周藤一九六二 七二三～七二九頁】。また、郝春文氏は三人目について、「守主」でひとつの大字と捉えているようだが、本文書の発出主体が県であることを考慮すれば、「主」の下の欠落部分には本来「簿」とあって、事務の統括や文書類の点検を掌つた県官「主簿」と書かれていたに相違ない。五代の官制は唐代のそれを踏襲していたが、唐代官制では職事官の品階が散官のそれよりも高い場合には、職事官の上に「守」の一字を加えることになつており【羅波一九八六 二二八頁】、唐代地方県の主簿（正九品下～從九品上）は文散官の将仕郎（從九品下）よりも品階が高いために、本文書でも主簿の前に「守」

字を冠したと思われる。以上から、ここに見える発信者たちは県に属する官吏であり、本文書は鄭氏の説く軍鎮とは無関係と言える。なお、上述のことく、沙州には敦煌県・寿昌県・紫亭県が、瓜州には晋昌県・常樂県が設置されていたが、本文書がいずれの県から発出されたかは文書内容から判断できない。

### (3) 受信者

本文書は宛先が記されるべき冒頭部分が欠落し、文中にも受信者名は明記されていない。しかし、本文書は「使の帖の指揮」(四行目)を受けて作成された上申文書であるから、宛先はその命令を下した「使」と思われる。そして、帰義軍節度使は軍政・民政全般の最高主権者であり、土地や税役に関する様々な請求は節度使の専決処分となつていたことから「池田一九七五 一六一—七頁」、「使」とは帰義軍節度使を指すに相違ない。

この「使」の発した帖とは唐宋代に用いられた下達文書の書式のひとつで、実際、帰義軍節度使が県に対して帖を発した実例(S四四五三)<sup>(8)</sup>がある。

- 1 使 帖壽昌都頭張藝羅贊・副使翟  
2 哈丹等
- 3 右、奉 處分、今者官中車牛載白  
4 補去。令都知・將頭隨車防援急疾。
- 5 到縣日、准舊看待設樂、支供糧料。

其都知安永成一人、准親事例給料、看

待。又車牛諸料并莊客亦依舊例。

偏支兵馬、羊壹口・酒壹甕・麵伍斗、仍

仰准此指揮者。淳化二年十月八日帖。

又報諸家車牛等。吾有廉

使「曹延祿花押」子・茨萁、仰汝等每車拾載

11 10 9 8 7 6

13 12

一兩東将来。仰都知安永成管領  
者。「曹延祿花押」

節度使より寿昌の都頭張慶羅賛、副使翟哈丹らに帖をもつて申し伝える。

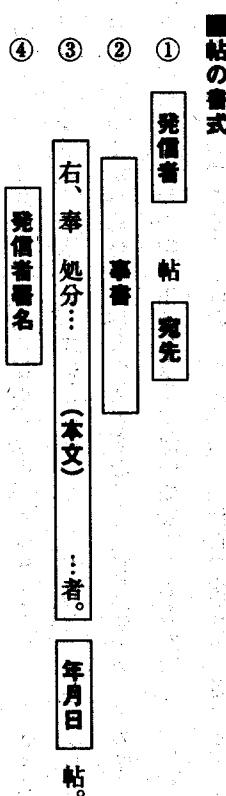
右（のことがらについて）、節度使様の「決定を奉るに、「近々、官衙の車牛が白檣を載せて出立する。都知・將頭を車に隨行・護衛させ急行させた。（寿昌）県に到着した日に、旧来どおり（輸送隊と護衛の一行為）欲待して糧食を支給せよ。都知の安永成一人については、親事の例にしたがつて糧食を支給し、欲待せよ。

さらに車牛の諸料と莊客については、また旧例に依れ。兵馬にまとめて支給する羊一頭・酒一甕・麵五斗は、さらに「この指示どおりにせよ」ということである。淳化二年十月八日に帖をもつて申し伝える。

使「曹延祿花押」  
また諸家の車牛等に申し付ける。「私（節度使）は廉子・茨萁（アシ・ヨシの類）を必要としているので、汝らは車才台<sup>じやくたい</sup>」とに一一束ずつ持つて帰還させよ。

都知安永成に取り締まらせよ」とのことである。「曹延禄花押」。

このS四四五三は、淳化二（九九一）年に帰義軍節度使曹延禄（在位九七六—一〇〇一年）「榮新江一九九六一二四一一二七頁」が敦煌の西南約一二〇里にある寿昌に出した帖である。当時の寿昌には県と鎮が併置されており、受取人である寿昌の都頭張彌羅賛は寿昌県令兼寿昌鎮通使、副使の翟哈丹は寿昌鎮の副使にあたる。<sup>(9)</sup>この文書で曹延禄は、節度使が府を置く敦煌から寿昌県へ白裡（タマリスクの一種で柴に供する灌木）を送ったので、輸送隊と護衛隊が県に到着したら、規定に従い歎待するよう県と鎮の責任者に帖文書で指示している。以上をまとめれば、BD一一一八一の受信者は県に宛てて帖を出した人物であり、そしてS四四五三からは帰義軍節度使が県に帖を発していることが窺えるため、BD一一一八一の受信者は節度使とわかる。また以上から、上申文書の状と下達文書の帖は機能的に対応関係にあつたといえよう。なお、帰義軍時代の帖の書式は、次のようにまとめられる。<sup>(10)</sup>



\*②事書はしばしば省略される。

帖は状と同じく、③本文が①冒頭部分よりも一字から二字ほど下げる書かれる。また本文は、書き出しが「右、处分を奉るに」で始まり、結句には引用文の終わりを示す「者」と書くことから、帖は文書作成者が発信者の命令を引用して受信者に伝達する形式をとっていたことが判る。<sup>(1)</sup> そして改行せずに日付を本文に続けて書き、最後に帖と締めくくつてから別行に発信者の署名を記す点に特徴がある。この帖の書式を踏まえて BD一一八一を読み直すと、四行目に「使の帖の指揮を奉るに前の如し」とあるので、一～三行日の事書部分は、節度使の帖の指示内容を調用したものであることは明白だが、この三行目の結句に「者」と記されていることから、この事書は節度使の帖をそのまま写したと推測される。

以上の検討から、BD一一八一文書は某県の県司から節度使書元深に宛てた上申文書であることを確認した。また、本文書の内容からは、下級の担当者（家丁・村正・所由）を通じての税車徵發、数量の点検、未納者への督促・処罰などを遂行したのは軍鎮でなく県であり、本文書はその途中経過の報告書に相当することが窺える。

### 3. 税車の徵發過程と文書行段

本文書からは、まず県司が家丁・村正・所由に帖を発して徵稅し、次に彼らが提出した文抄をもとに点検・追徵し、最後に県に集積された税草を軍や東羅城草場など別機關に納入していたことが窺える。本節では、このような徵稅の過程と關係文書の流れについて順を追つて検討し、税制關係の末端行政の在り方を再現する。

帰義軍政権の行政組織は、唐制と同じく末端行政区として県下に郷里が設置され、城内には坊巷制が敷かれた。また各郷には押衙など官員を知郷官として派遣し、郷司を設置して徵稅・訴訟・治安などの業務にあたらせていた。

「土肥一九八〇一二四六一一四八頁、陳国燐一九八九四七一四八頁」。いっぽう、従来の税制研究によれば、租税の賦課・納入は郷ごとにまとめられ、さらに城内区画である巷や民間の相互扶助組織である社も収税の単位とされていた。<sup>(12)</sup> また土地税のひとつである官布の徵収に関しては布頭が各郷に置かれ、柴については城外に張り巡らされた渠の修理等にこれを利用したために、徵収する柴の種類ごとに枝頭あるいは白刺頭が各渠に置かれるなど、某頭と呼ばれる徵稅責任者が実際の徵稅業務を行っていた〔池田一九九〇六三一六五頁、堀二〇〇二四三七頁、劉進宝二〇〇六二二八頁〕。時代や地域は異なるが、唐前半期のトウルファンにおいても、刺頭と呼ばれる人々が存在し、彼ら自身も税を納めると同時に、自身の属する集団からの徵稅と交納を請け負い〔關尾一九九七五五三頁〕、さらに渠壠の責任者である壠頭をも兼務し、刺を灌溉施設の補修にあてていた〔劉進宝二〇〇一七八〇頁〕。

本文書では、県司がまず徵稅業務を課したのは郷・巷・社の責任者や某頭ではなく家丁・村正・所由の三者とおり一致しない。郝春文氏はこれに關して具体的な説明はしていないが、このうち家丁とは、唐宋代の州県の官衙において胥吏の監視・家事財産の管理運営を委ねた家内奴隸の呼称である。本文書では家丁が税草の徵發を行つてゐることから、おそらくは敦煌では家丁が県官の私有地を管理し納稅を代行していたと思われる。次の村正は、郷・巷・社とは別に置かれた城外の自然村に置かれ、県が徵稅の責を負わせていたと推測される。最後に所由とは一般に担当者を示す用語だが、五代の節度使体制下では特に徵稅に際してその軍将・親吏を管下の州県郷村に派遣し、さらには民治・徵稅等に専従する節級・所由と呼ばれる力役的胥吏を置いていたことが知られている〔周藤一九六二五七三一六五四頁、船越一九九六三八七一三九二頁〕。本文書に郷や巷・社の責任者の名前が見えないのは、これらを所由と汎称していたからと思われる。

ところで、本文書五行目には家丁・村正・所由とは別に「…頭」が草一万二千束を県に納めるよう命令されている。<sup>(13)</sup> 税草も柴と同様に渠の補修に用いられる事例もあるから、本文書で欠落している「頭」字の直前には「草」字が入り、草の徵税においても枝頭や白刺頭のように人戸からの徵税と交納を請け負う草頭を各渠に置いていたと推測される。ただし、同時代の敦煌文獻に「草頭」という言葉は在証されていない。柴と草がともに渠を単位として収税されたのならば、柴の徵税責任者である枝頭や白刺頭が草の徵収も担当していた可能性もあるが、本稿では草の徵稅責任者を草頭と呼ぶこととする。

このような税草の徵稅責任者は、渠を管理する家丁・村正・所由（郷・巷・社の責任者）の監督下に置かれ、その任命や徵稅の具体的指示は彼らによつて行われたと思われる。このことを示唆する史料として、郷司の課した土地稅役に関する訴状、浙教一三五〔浙麻敦煌 カラー図版、二二三頁〕がある。

### 1 敦煌寫百姓曹海員

- 2 伏以海員兄弟二人、父在之日、口分地買与王都頭、兄弟
- 3 二人、都不見父祖田地。先已年落在廻鶻手内、後
- 4 因逃到本府。去年鄉司差充獄子、海員無處投
- 5 告、阿父曹君慶投告。官中矜免獄子。今歲鄉司
- 6 差充渠頭、兄弟二人併役次田地亦無。伏請 處分。

正月 日

8 「付郷官差一替者。十一日。議金」

燉煌郷百姓曹海員（が申し上げます）。

伏して思ひますに、海員の兄弟二人は、父親が在りし日に、所有地を（父が）王都頭に売却したので、第二人はどちらも父祖の田地を見ておりません。先の巳年に（私は）ウイグルの手に落ちましたが、逃げ出して本府（＝沙州）に戻りました。昨年、郷司は海員を獄吏に充てましたが、海員は訴え出るところがなく、父の曹君慶が官衙に訴えて、獄吏を免除されました。今年、郷司は（私を）渠頭に充てましたが、第二人には、賦役の対象となる田地はございません。伏して御処分をお願い申し上げます。

正月  
日

「郷官に付して代わりに賦役に付くものを立てよ。十一日。議金」

処決を下した議金とは節度使會議金（在位九一四～九三五年）「栄新江一九九六 九五一〇七頁」のことです。BD一一一八一文書の宛先である曹元深の実父にあたる。この文書では、賦役の対象となる田地を所有していないにも関わらず、鄰司がたびたび獄子や渠頭などの賦役を曹海員兄弟に課しており、その事を節度使會議金に直接訴え出たところ、賦役には代わりの者を立てるよう、曹議金より命令が下されていた。敦煌では渠の維持・補修のために「渠人」と呼ばれる組織を作り、労役の一種として彼らに渠の管理をさせていたから「姜伯勤一九九二一九二一九三頁」、曹海員が課せられた渠頭とは、おそらくこの渠人の代表責任者を指すものであろう。このように、

田地にかかる賦役を百姓に課しかつ渠を管理させていたのは郷司であったから、家丁・村正・巷・社においても同様に課税や渠の管理を行っていたと推測される。また前述のことく、草頭は渠ことに置かれたので、彼らの任命も家丁・村正・所由が行い、その納めるべき税草の数量や納付時期についても指示を出していたと見られる。次に掲げるS八六七八は、草でなく柴の事例だが、枝頭以下五名の百姓に枝（柴の一種）の供出を命じた文書である。<sup>(15)</sup>

- 1 (枝) 頭韓惑子、梁富清、梁全榮、梁善定、王瘦斤。已上仰頭告報。人各
- 2 枝七束、茨其五束。帖至立便於陰婆莊上堤送納者。
- 3 張員貢

枝頭韓惑子、梁富清、梁全榮、梁善定、王瘦斤。以上は、(枝)頭に申し付けて(次のように)知らせる。「各人は、枝七束と茨其五束(を納めよ)。帖が到着したら速やかに陰婆莊上堤に納めよ」とのことである。

張員貢

本文書はその内容から、張員貢が枝頭韓惑子たちに対し、規定の枝を納めるよう命令したことがわかる。また、本来の形と比べてかなりの部分が省略されているものの、本文書は帖文書の一種と思われる。なぜならば、ここには帖の到着後すぐに枝を納めるよう指示があり、この文書自体を帖と呼んでいることが窺えるからである。さらに

前節第三項で検討した帖の書式に照らし合わせれば、本文結句には引用文の終わりを示す「者」とあり、そして改行して末尾に発信者の書名がある点が一致する。この簡略形の帖による供出命令は税草の場合も同様であつたに違いない。なお、このような命令を受けた草頭は規定の税草を納めたあと、そこで納税證明書が発行されたはずだが、敦煌文献中に実例を見出すことはできない。

このように草頭を通じて家丁や村正、郷・巷・社の責任者である所由たちが徵収した税草は、まずは各自で未納者の名前と納税額がリストアップされたと思われる。例えば、九世紀後半に年代比定される欠枝リストP三四一八〔籍帳〕五九八—六〇二頁によると、敦煌県下の郷ごとに枝の未納者を全欠やあるいは全不納と納半欠半に分類して、各郷の未納額を集計している。同じく柴の未納者リストDx一二四九裏〔塙二〇〇一—四三二—一四三三頁〕は、高住兌社・索留住巷・程弘員巷といつた巷や社ごとに未納者名を列挙し、最後に未納額合計を記している。また、土地税ではないが、税羊の徵収過程においても鎮の駐在官である副使と監使らが管轄下の羊を徵収したのちに、帰義軍政権の牧羊専門機関である羊司に羊所有者のリストと納入頭数リストを提出し、羊司で徵収時の過失に対する処分や追徴などを処理している〔坂尻二〇〇三 一九一一〇頁〕。以上の事例から見れば、BD一一八一の七行目にある、家丁・村正・所由が税草とともに県に納めた文抄とは、このような未納者・未納額をまとめたリストであつた可能性が高い。

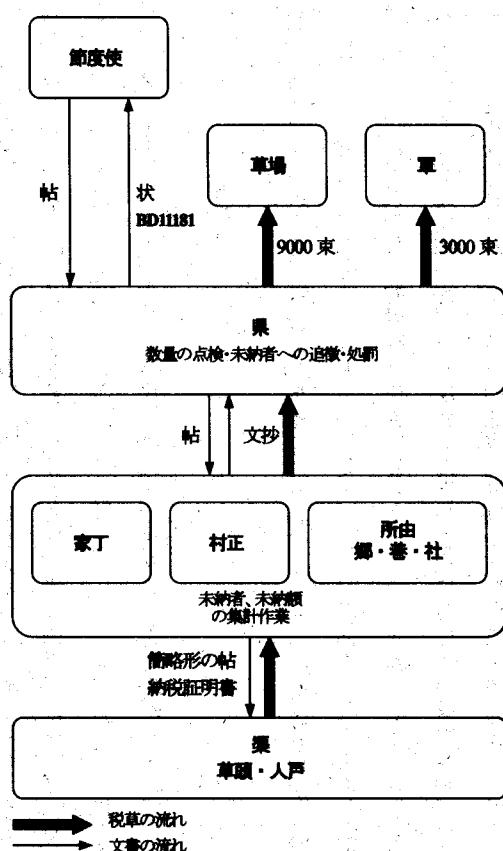
さて、以上の手続きを経た後に、税草は文抄とともに草頭によつて県に運ばれ、そこで改めて数量点検と追徴、

未納者への処罰が行われたのちに、軍（＝帰義軍）と東羅城草場に合計一万二千束が送られている。この内訳は、二行目に東羅城草場へ九千束を送るよう指示されていることから、軍には三千束が送付されたことがわかる。このうち東羅城草場だが、帰義軍政権では管理する物資の種類や業務内容に応じて行政機関が設置され、草に関する事務は草場司が設置されていたから「盧向前一九九二一二五頁」、東羅城草場とはこの草場司の管理する集積所をさすと思われる。また帰義軍幕府の置かれる沙州城は子城（内城）と羅城（外城）の二重構造になっていたから「姜伯勲一九九二一七一頁」、羅城の東側にこの草場が置かれていたことが判明する。このように軍や草場に集積された税草は、そこから官牧の牛馬羊ラクダへの飼料に供したはずだが、さらに必要に応じて敦煌から各県・鎮に再配分されていたと思われる。前節第三項で検討したS四四五三では、柴の一種である白檉を敦煌から寿昌県・鎮に輸送しており、また旧来の規定に従い輸送隊および護衛を歛待するよう指示していることから、このような敦煌から各地への税物の輸送が臨時的なものでなく度々行なわれたことが推測されるのである。

以上の検討から、帰義軍政権における税草の徵税過程と関係文書の流れは左図のようにまとめられる。なお、唐五代の制度では郷の下に村が置かれたので、郷の責任者である所由の下に村正が来るべきだが、BD一一八一文書からは村正と所由が家丁とともに並列に置かれているように見えること、また帰義軍時代の村については未解明の部分も多いことから、図では、家丁・村正・所由の三者を並列に並べて復元した。

## 帰義軍時代敦煌オアシスの税草徵發と文書行政

帰義軍時代における税草の徵發過程と関係文書の流れ



本図からは、税草の徵發過程においては県が末端行政の徵稅を監督し、さらに数量の点検、未納者への追徵および懲罰を行なうなど、その果した役割が大きいことが窺える。また徵稅業務の事務処理には、状・帖・文抄といった各種文書が用いられており、特に帖文書によって節度使の命令が行政末端にまで貫徹されていたことが判明する。

中央アジアより出土した唐代前半期の帖文書を整理検討した荒川正晴氏によれば、帖は直接の統屬關係に無い間で

の下達文書であり、官文書として通常の手続きを簡略化し、官の世界だけでなく民間の世界とも深く関わる文書であつた「荒川一九九七・五頁」。本図から明らかのように、このような官と民とを繋ぐ帖の機能は、時代を下つた九〇一世紀においても不変であったといえよう。事実、敦煌文献を通覧すると、帰義軍時代における下達形式の官文書は概ね帖文書で、帰義軍の官員のみならず管内の領民に対してもやはり帖の書式をもつて命令を下していた。<sup>(16)</sup> また、既に検討したように、帖と機能的に対応する書式は状であり、本文書も節度使の帖に対して状の書式を用いて報告していた。このように、帰義軍政権下の文書行政においては、帖と状の二種類の文書書式を根幹として行政の情報伝達が図られていたといえる。中村裕一氏によれば、唐代州県では符・牒・閔・状・辭・帖・辯といった官文書が多用されたが「中村一九九六・一八三一一一八、二六二一一七二頁」、本稿の検討からは、帰義軍時代の敦煌では書式のバリエーションが減少し、唐代とは大きく異なる文書行政が敷かれていたことが看取されるのである。

### おわりに

本稿では、まず、文書の書式や機能の分析から、BD一一八一文書が県司から帰義軍節度使曹元深に宛てた、税草の徵發に関する状文書であることを明らかにした。また、関係する漢文文書と突き合わせることで、帰義軍政権の末端行政における徵稅の具体的過程と稅制關係の文書行政を詳細に復元することができた。

本文書は、これまで実態が明らかにされなかつた徵稅過程におけるの県の役割、さらに末端行政における命令伝達系統に関する有用な情報を含んでおり、帰義軍の稅制や支配機構を復元する上でまたとない史料であるといえる。ところで、これまでの帰義軍時代の土地稅研究では、帰義軍時代の稅制と唐前半期西州との類似性を指摘するか「劉

進宝一〇〇一「七八三頁」、あるいは唐後期より始まる兩稅法と関連付ける傾向にあつた「池田一九九〇・六五頁、  
 堀二〇〇一「三三四頁」。しかし最近になつて、八世紀後半から九世紀中葉まで敦煌一帯を支配した吐蕃の税制と  
 の類似性を指摘する論考が相次いで発表されている〔陸離二〇〇六・一七一一七二頁、岩尾二〇〇七・一〇七一  
 一〇六頁（逆頁）〕。このような背景には、敦煌を含む東トルキスタンから河西回廊一帯にかけては、吐蕃支配時代  
 以降もチベット語が国際公用語として使用されつづけたことや、帰義軍の統治機構は吐蕃の影響を強く受けてい  
 たことが挙げられる。<sup>(18)</sup> 今後は、吐蕃時代との関連性を念頭に置きつつ、帰義軍の税制全体を再構築する必要があろう。

略号・参考文献（ABC順・五〇書簡）

B.D. = 中国国家図書館所蔵敦煌文獻

D.X. = ロシア科学アカデミー東方学研究所サンクトペテルブルク支所所蔵敦煌文獻

P. = フランス国立図書館所蔵ペリオ観集敦煌漢文文獻

S. = 大英図書館所蔵スタン観集敦煌漢文文獻

T.T.D. = *Tur-huang and Turfan documents: concerning social and economic history*, 5vols. Tokyo, Toyo Bunko, 1978-2001.

宋新江目録 = 宋新江「英國図書館所蔵敦煌漢文非佛教文獻殘卷目録（S六九八一一三六一四）」（香港敦煌吐魯番研究中心叢

刊四）、台北、新文書出版公司、一九九四。

「英藏敦煌」 = 中国社会科学院歴史研究所（編）「英藏敦煌文獻（漢文仏經以外部分）」全十四卷、成都、四川人民出版社、一  
 九九〇一一九九五。

「真蹟积錄」 = 唐耕堯／陸宏基（編）「敦煌社會經濟文獻真蹟积錄」全五卷、北京、書目文献出版社、一九八六一一九九〇。

「籍帳」 = 池田温「中國古代籍帳研究——概觀·錄文——」東京、東京大学東洋文化研究所、一九七九。

「浙藏敦煌」 = 浙藏敦煌文獻編纂委員会（編）「浙藏敦煌文獻」杭州、浙江教育出版社、二〇〇〇。

「法藏敦煌」—「法國國家圖書館藏敦煌西域文獻」全三四卷、上海、上海古籍出版社、一九九五—二〇〇五。

赤木崇敏 二〇〇三 「曹氏帰義軍節度使時代の外交關係文書」森安孝夫・坂尻彰宏（編）『シルクロードと世界史』大阪、

大阪大学、一三三一一五七頁。

荒川正晴 一九八九 「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（下）——主に墨離軍の性格をめぐつて——」『史論』一〇、

一九一四二頁。

一九九七 「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』四九、一一一八頁、圖版一。

池田 溫 一九七五 「開運二年十二月河西節度都押衛王文通牒」——十世紀敦煌における土地争いの一例——』『鈴木俊先

生古稀記念東洋史論叢』東京、山川出版社、一一一八頁。

一九九〇 「敦煌における土地税役制をめぐつて——九世紀を中心として」『東アジア古文書の史的研究』東京、

刀水書房、四六一七〇頁。

岩尾一史 二〇〇七 「キヤ制（Kya）の研究序説——古代チベットの帝国の社会制度——」『東方学』一一三、一一八

一一〇三頁（逆頁）。

宋 新江 一九八六 「帰義軍及其与周辺民族的關係初探」『敦煌學報刊』一九八六一二、二四一四四頁。

一九九六 「帰義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索」上海、上海古籍出版社。

鄒 春文 二〇〇一 辻正博（訳）「中國國家圖書館藏未刊敦煌文獻研讀劄記」高田時雄（編）『草創期の敦煌學』東京、知

泉書館、一二七一一四七頁、圖版五頁。

二〇〇四 「中國國家圖書館藏未刊敦煌文獻研讀劄記」『敦煌研究』二〇〇四一四、二三一三一頁。

姜 伯勤 一九九二 「敦煌社會文書導論」台北、新文豐出版社。

坂尻彰宏 二〇〇一 「敦煌勝文書考」『東方學』一〇二、四九一六二頁。

二〇〇二 「帰義軍時代のチベット文牧畜關係文書」『史學雜誌』一一一一一、五七一八四頁。

二〇〇三 「敦煌稅羊文書考」『待蒙山論叢』三七（史學篇）、一一一四頁。

一九六二 「宋代經濟史研究」東京、東京大學出版会。

周藤吉之

- 樋尾史郎 一九九七 「唐西州・某頭・考」朱雷（編）「中国唐史学会第六届年会暨国际唐史学会研讨會論文選集 唐代的歷史与社会」武汉、武汉大学出版社、五四八—五五六頁。
- 武内紹人 二〇〇一 「帰義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」『東方学』一〇四、一二四—一〇六頁（逆頁）、圖版四。
- 竺沙雅章 一九九二 「寺院文書」池田温（編）「講座敦煌五敦煌漢文文獻」東京、大東出版社、五八五—六五二頁。
- 陳國燦 一九八九 「唐五代敦煌縣鄉里制的演變」『敦煌研究』一九八九—三、三九—五〇頁。
- 鄭炳林 二〇〇三 「晚唐五代帰義軍行政区画制度研究」鄭炳林（編）「敦煌帰義軍史專題研究續編」蘭州、蘭州大学出版社、三三—六四頁。
- 鄭炳林・馮培紅 一九九七 「晚唐五代宋初帰義軍政權中都頭一職考辨」鄭炳林（編）「敦煌帰義軍史專題研究」蘭州、蘭州大学出版社、七—一九三頁。
- 磯波護 一九八六 「唐代政治社会史研究」京都、同朋舎。
- 土肥義和 一九八〇 「唐義軍（唐後期・五代・宋初）時代」『講座敦煌二・敦煌の歴史』東京、大東出版社、一二三五—一九六頁。
- 中村裕一 一九九一 「唐代官文書研究」京都、中文出版社。
- 一九九六 「唐代公文書研究」東京、汲古書院。
- 馮培紅 二〇〇六 「唐義軍銀制考」「敦煌吐魯番研究」九、一四五—一九四頁。
- 船越泰次 一九九六 「五代節度使体制下における末端支配の考察——所由・節級考——」『唐代兩税法研究』東京、汲古書院、三七三—三九八頁。
- 堀敏一 二〇〇二 「中唐以後敦煌地域における税制度」「唐末五代变革期の政治と經濟」東京、汲古書院、四一九—四四〇頁（初出、「東アジア史における国家と地域」東京、刀水書房、一九九九、三一六—三三六頁）。
- 雷紹鋒 二〇〇〇 「帰義軍賦役制度初探」（史地叢書五）台北、洪葉文化事業。
- 陸離 二〇〇六 「也談敦煌文書中的唐五代・地子・・地稅」『歷史研究』二〇〇六—一四、一六四—一七二頁。
- 劉進宝 二〇〇一 「帰義軍政權税柴徵收試探」「唐代文化学術研討会論文集」台北、麗文文化事業、七六三—七八五頁。
- 二〇〇六 「敦煌帰義軍賦役制的特点」盧向前（編）「唐宋变革論」合肥、黄山書社、二二五—二三六頁。

盧向前 一九八六

「牒式及其處理程式的探討——唐公式文研究」北京大學中國中古史研究中心（編）「敦煌吐魯番研究論文集」三、北京、北京大學出版社、三三五—三九三頁。

一九九二

「關於帰義軍時期『分布紙被用歷的研究』——試駁伯四六四〇背面文書」「敦煌吐魯番文書論稿」南昌、江西人民出版社、九七—一七〇頁（初出：「敦煌吐魯番研究論文集」三、北京、北京大學出版社、一

九八六、三九四—四六六頁、圖版一八）。

## 注

(1) 國家圖書館藏コレクションは、近年その國版集が次々公刊されている。中國國家圖書館（編）「中國國家圖書館藏敦煌遺書」全七卷（南京、江蘇古籍出版社、一九九九）、中國國家圖書館（編）・任繼愈（主編）「國家圖書館藏敦煌遺書」（現 在六一卷まで刊行）〔北京、北京圖書出版社、一〇〇五〕。ただしこの新史料の國版はまだ刊行されていない。

(2) 帰義軍時代の稅役全般は雷紹衡一〇〇〇、土地稅役は池田一九九〇、堀達宝一〇〇一、劉進寶一〇〇六などを参照。

(3) 稅については、盧向前一九八六、三四九—三四五頁、中村一九九六、一〇七—一一五、一八六—一九〇頁を参照。

(4) 写真・錄文は「真慶軒錄」二、五六六頁、「法藏敦煌」一八、三六三頁、TTDL, p. 29, pls. XV(2)-XV(3)。

(5) 卢向前氏は、敦煌やトルファン出土文書に見える牒の書式は、唐公式令の規定ではなく、司馬光「書儀」所収の宋代のそれに近いとする〔盧向前一九八六、三四九—三四五〇頁〕。ただし、例えば唐代西州蒲昌府文書のように、「唐公式

令書式に準じて作成される例も多数存在する。蒲昌府文書については、日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」「東方學報」（京都）三三三、一九六三、二六七—三一四頁、圖版一、陳國輝・劉永增（編）「日本東洋美術館藏吐魯番文書」北京、文 物出版社、一九九七を参照。

(6) 赤木二〇〇三、一四〇、一四四頁を参照。なお前稿では①を「發信者（状／狀上）」、②を「（宛先）／（事書）」とじ ていたが、訂正する。また状の特徴として、③本文は①冒頭よりも一、二字分下げる書き、④定型句を備えていること が挙げられる。この④は状にしか見られない定型句で、唐代から北宋元豐年間（一〇七八—一〇八五）までの状には「牒、

件状如前。謹牒」と書く慣例があつた「赤木二〇〇三 一四一一四三頁」。なお、盧向南一九八六・中村一九九六では、筆者が状と分類する文書も牒と看做して検討を進めているので注意を要する。唐代の状と牒の機能についてはまた機会を改めて論じたい。

(7) 赤木二〇〇三 一四五頁。帰義軍時代の補任文書については中村一九九一 二八三一三〇八頁、中村一九九六 一三五一一三八頁を、度牒については竺沙一九九二 五八九一五九四頁を参照。

(8) 図版は「英藏敦煌」六 八〇頁、録文は「真蹟叢錄」四 三〇六頁を参照。

(9) 馮培紅二〇〇六 二六三頁。馮培紅氏は、帰義軍時代の都頭が鎮使に任せられていること、また寿昌では鎮と県が併置されていることから、鎮使が県令を兼任したと推測する。P二四八二、P三七一八では常樂県令が都頭を兼ねる例もあるため、馮氏の説くように、都頭張壁縣令が鎮・県両方の責任者であつたと思われる。このほか常樂（瓜州の西二五里）、紫亭（党河上流の現甘肅省嘉北蒙古族自治県の党城湾鎮）にも県と鎮が併置されていた「鄭炳林・馮培紅一九九七 七九頁、鄭炳林二〇〇三 五一一五二頁、馮培紅二〇〇六 二六三一一六六、二六八一二六九頁」。

(10) 帖の書式については、中村一九九六 一四三一一四五、二六一一二六五頁、坂尻二〇〇一 五六頁を参照。

(11) 寺院の発する帖では「右」字が省略される場合もある。この事例としては、S一六〇四一二「英藏敦煌」三 一〇二頁、「真蹟」四 一二六頁、「真蹟叢錄」四 一二六頁】、P六〇〇五「法藏敦煌」三四 三三五一一三六頁、「真蹟叢錄」四 一二〇一一二二頁】がある。

(12) 池田一九九〇 六三頁、美伯勤一九九二 一九〇頁、雷紹錦二〇〇〇 九三頁、堀二〇〇二 四二三頁、劉進宝二〇〇六 二二八頁を参照。

(13) P五〇三二「甲申（九八四）年二月廿九日渠人軒帖」[TTDA p.70] に「今緣水次逼近、切要修治濁口。人各曰剝五束、整木參差、各長五尺・六尺、鐵鑄蓋事。帖至限今月三十日卯時、并身及榮草、於濁口頭取齊」とあり、河川の増水によつて渠の取水口を修理する必要が生じたため、必要数の柴・草と鉄をもつて集合するよう渠人へ命令が出されている。

(14) 敦煌文獻P五〇三八一二「丙午年（？）欠榮草人名目訥」「真蹟叢錄」二 四四四頁】は、瓜州晉昌県下各鄉の未納者リストで、ここには柴と草の両方を納めていない者の名前が列挙されており、柴・草が同時に徵發・数量点検されたことが窺える。

(15) 図版は「英藏敦煌」一二 一九一頁を、古文書学的情報については栄新江目録 一一〇頁を参照。なお栄新江氏は本文書の表題を「渠人転帖」とする。また同様の文書に白刺の供出を命ずるS八六九六があり、これも後述する簡略形の帖の形式を備えている「白刺頭史定子、翟文達、閻謙子、張何娶子。已上四戸共白刺一束。／帖至立便伯□送納。五月廿二日 □李」「英藏敦煌」一二 二〇〇頁、栄新江目録 一一四一一五頁)。

(16) 僧義軍時代の榜(管内の全領民に対して布告する張り紙)も帖の書式に準じて作成されていた「坂尻二〇〇一八一九頁」。

(17) 例えば、武内二〇〇二、坂尻二〇〇二を参照。

(18) 栄新江一九八六 二七頁、荒川一九八九 二九一三〇頁などを参照。

【付記】本稿脱稿後、二〇〇七年五月に刊行された劉進宝「唐宋之際僧義軍經濟史研究」(北京、中国社会科学出版社)の一四三—一四四頁でBD一一八一文書に言及していることを知り得た。内容面について踏み込んだ検討はされていないものの、文書発信者を本稿と同じく県官としているので参照されたい。

(大学院博士後期課程修了)

## SUMMARY

### A Requisition of Hay Tax and the Document Administration in Dunhuang Oasis in the Period of *Gui-yi jun*

Takatoshi AKAGI

Among the Dunhuang Manuscripts of Chinese National Library's collection, there is a document catalogued BD11181 on hay tax dating 10th century, the period of the Return-to-Allegiance Army (*gui-yi jun* 帳義軍). Although this document has an information on the requisition for the hay tax, little is known about the process of the tax collection and the relevant document administration. The purpose of this paper is to clarify the process of requisition and the movement of official documents.

BD11181 is a report addressed from prefectural officers to the military commissioner (*jie-du-shi* 節度使) of *gui-yi jun*, Cao Yuan-shen 曹元深. This document has a formula of *zhuang* 状 which is a popular request during the period of the kuei-i-chun. On the other hand, *jie-du-shi* used in his order the formula of *tie* 貼 that functionally correspond to *zhuang*.

From this contents, it is clear that firstly *jie-du-shi* ordered the prefecture on the amount and the destination of tax, secondly the prefectural officers addressed the order to lower class officers who were called 家丁・村正・所由 to collect tax. Added to this, there are responsible persons for collecting of hay tax, *cao tou* 草頭 at every irrigation waterway. The lower class officers ordered *cao tou* to collect taxes from people. As to such collected hay tax, after the prefecture did amount of check and the additional collection from the defaulter, it was delivered to another organization of *gui-yi jun*: army and hay office (草場).

On the basis of the above it should be concluded that the prefecture supervised the tax collection in the end administration and played an important role in the requisition for the hay. In this process, the informations on the hay requisition were mainly transmitted by two offical documents, *zhuang* and *tie*.

キーワード：敦煌，帳義軍節度使，税草，文書行政，状式